

# 鹿児島県農業農村共生活動支援協議会規約

平成18年4月 1日制定

平成19年3月29日改正

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この協議会は、鹿児島県農業農村共生活動支援協議会（以下「協議会」という。）という。

### (事務所)

第2条 協議会は、主たる事務所を鹿児島市名山町10番22号鹿児島県土地改良事業団体連合会の中に置く。

### (目的)

第3条 協議会は、「食料・農業・農村基本計画」に基づき、「経営所得安定対策等大綱」に定める「農地・水・環境保全向上対策」を推進するため、農地、農業用水等の資源の適切な保全及び質的向上を図る効果の高い共同活動や農業生産活動に伴う環境負荷を大幅に低減する先進的営農活動の推進を行うとともに、優良な農地や水利施設の整備・確保を図る農業農村整備の推進にも寄与することにより、食料の安定供給、農村の振興及び多面的機能の健全な発揮を図り、農業の持続的発展に資することを目的とする。

### (事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 農地・水・環境保全向上対策共同活動支援交付金に関すること。
- (2) 営農活動支援交付金に関すること。
- (3) 農地・水・環境保全向上活動推進交付金に関すること。
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要なこと。

2 協議会は、前項第3号及び第4号に関する業務の一部を構成員及び他の団体等に委託して実施することができる。

## 第2章 会員等

### (協議会の会員)

第5条 協議会は、次に掲げる機関・団体をもって構成する。

- (1) 鹿児島県農政部
- (2) 鹿児島県教育庁

- (3) 鹿児島県警察本部生活安全部
- (4) 農地・水・環境保全向上対策を実施する活動組織が存する市町村
- (5) 鹿児島県農業協同組合中央会
- (6) 鹿児島県経済農業協同組合連合会
- (7) 鹿児島県農業会議
- (8) 鹿児島県土地改良事業団体連合会
- (9) 鹿児島県社会福祉協議会
- (10) 鹿児島県建設業協会
- (11) 特定非営利活動法人かごしま水土里ボランティア

(届出)

第6条 会員は、その名称、所在地に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

### 第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 前項の役員は第5条第1項の会員の中から総会において選任する。

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第8条 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその仕事を代理し、会長が欠けたときは、その仕事を行う。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
- (2) 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、5年とする。

2 補欠又は増員による仕事は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(仕事満了又は辞任の場合)

第10条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても後任の役員が就任するまでの間は、なお、その職務を行うものとする。

(役員解任)

第11条 協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することが出来る。この場合において、協議会は、その総会の開催日の1週間前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員報酬)

第12条 役員は、無報酬とする。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第4章 総会

(総会の種別等)

第13条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会の議長には、会長がこれにあたる。

3 通常総会は、毎年1回以上開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 会員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

(2) 第8条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。

(3) その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第14条 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長はその請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、会員に通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

第15条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。

3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ

議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

4 総会の議事は、第17条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

(総会の権能)

第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算の設定に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算に関すること。

(3) 諸規程の制定及び改廃に関すること。

(4) 農地・水・環境保全向上対策共同活動支援交付金の実施に関すること。

(5) 営農活動支援交付金の実施に関すること。

(6) 農地・水・環境保全向上活動推進交付金の実施に関すること。

(7) その他協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第17条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

(1) 協議会規約の変更

(2) 協議会の解散

(3) 会員の除名

(4) 役員解任

(書面による議決)

第18条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに協議会に到達しないときは、無効とする。

3 第15条第1項及び第4項並びに第17条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

(1) 開催日時及び開催場所

- (2) 会員の現在数，当該総会に出席した会員数，第18条第3項により当該総会に出席したとみなされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名
  - (3) 議案
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は，議長及び当該総会に出席した会員のうちから，その総会において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。
- 4 議事録は，第2条の事務所に備え付けておかななければならない。

## 第5章 幹事会

(幹事会の構成等)

第20条 協議会の業務を円滑に行うため，幹事会を置く。

- 2 幹事会は，第22条第4号の事務局長及び次の各号に掲げる機関・団体の担当部署をもって組織する。
- (1) 鹿児島県農政部
  - (2) 鹿児島県教育庁
  - (3) 鹿児島県警察本部生活安全部
  - (4) 農地・水・環境保全向上対策を実施する活動組織が存する市町村の各地域代表
  - (5) 鹿児島県農業協同組合中央会
  - (6) 鹿児島県経済農業協同組合連合会
  - (7) 鹿児島県農業会議
  - (8) 鹿児島県土地改良事業団体連合会
  - (9) 鹿児島県社会福祉協議会
- 3 幹事長は，農政部技術次長とする。
- 4 幹事会は，必要に応じ幹事長が招集する。
- 5 市町村幹事については，必要な費用を弁償することができる。
- 6 前5項に関し必要な事項は会長が別に定める。

(幹事会の権能)

第21条 次の各号に掲げる事項は，幹事会において協議する。

- (1) 総会に付議すべき事項に関すること。
  - (2) 総会の議決した事項の執行に関すること。
  - (3) その他幹事会において必要と認めた事項に関すること。
- 2 幹事会において，前項第1号にあっては総会開催の直前に，第2号及び第3号にあっては必要に応じて協議する。

## 第6章 事務局

### (事務局)

第22条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

2 事務局は次の各号に掲げるものをもって組織する。

- (1) 鹿児島県農政部農地整備課
- (2) 鹿児島県農政部食の安全推進課
- (3) 鹿児島県土地改良事業団体連合会

3 前項各号に掲げる事務局は、各事務の区分ごとに責任者を置く。

4 協議会は、業務の適正な執行のため、事務局長を置く。

5 事務局長は、第3項の責任者の中から会長が任命する。

6 協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。

### (業務の執行)

第23条 協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- (1) 事務処理規程
- (2) 会計処理規程
- (3) 文書取扱規程
- (4) 公印取扱規程
- (5) 内部監査実施規程
- (6) その他幹事会において特に必要と認めた規程等

### (書類及び帳簿の備付け)

第24条 協議会は、第2条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他前条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

## 第7章 会計

### (事業年度)

第25条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

### (資金)

第26条 協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 農地・水・環境保全向上対策共同活動支援交付金の支援交付金
- (2) 営農活動支援交付金の支援交付金
- (3) 国からの支援交付金と一体的に交付される地方公共団体からの助成金
- (4) 農地・水・環境保全向上活動推進交付金
- (5) その他の収入

(資金の取り扱い)

第27条 協議会の資金の取扱方法は、業務方法書及び会計処理規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第28条 協議会の事務に要する経費は、第26条第4号の農地・水・環境保全向上活動の推進交付金及び同条第5号のその他の収入をもって充てる。

2 協議会の事務に要する経費は、第26条第1号、第2号及び第3号の資金から支弁してはならない。

(事業計画及び収支予算)

第29条 協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、幹事会の承認を得た後、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第30条 会長は、事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の前日までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 財産目録

2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかななければならない。

(報告)

第31条 会長は、農地・水・環境保全向上対策実施要綱（平成19年3月30日付け18農振第1777。以下「要綱」という。）、農地・水・環境保全向上

対策実施要領（平成19年3月30日付け18農振1778号。以下「要領」という。）、その他の規程の定めるところにより、次の各号に掲げる書類を九州農政局長に、提出しなければならない。

- (1) 前年度の事業計画書及びその年度の事業報告書
- (2) 前年度の財産目録及び貸借対照表
- (3) 前年度の収支予算書及びその年度収支計算書

## 第8章 協議会規約等の変更、解散及び残余財産の処分

(規約の変更)

第32条 この規約を変更する場合は、九州農政局長の承認を受けなければならない。

(届出)

第33条 第23条各号に掲げる規程に変更があった場合には、会長は、遅滞なく九州農政局長に届けなければならない。

(事業終了後及び協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第34条 第4条第1項第1号、第2号及び第3号の事業が終了した場合及び協議会が解散した場合において、その債務を弁済して、なお残余財産があるときは、国費相当額にあつては、要綱に基づき九州農政局長に返還するとともに、同上第1号及び第2号の事業に係る地方公共団体からの交付助成額にあつては、当該地方公共団体に返還するものとする。

2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄附するものとする。

## 第9章 雑則

(細則)

第35条 要綱、要領その他この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、幹事会の承認を得た後、会長が別に定める。

## 附 則

- 1 この規約は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 協議会の設立初年度の役員を選任については、第7条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。
- 3 協議会の設立初年度の事業計画及び予算の議決については、第29条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。
- 4 この規約の改正は、平成19年4月1日から施行する。